

No.	ページ番号	質問	回答
1	要項P3 7(4)	<p>事業を予定する物件に抵当権などが設定されていないこととありますが、計画しようと考えている建物を取得した際の抵当権が設定されています。審査して頂く上で障害に成り得るでしょうか。ウェットラボ事業者の賃借権を阻害する恐れが少なければ問題にはならないでしょうか。</p>	<p>当規定は、ウェットラボ整備後に入居者(研究開発型企业)に安定して拠点を提供することを趣旨とするものです。計画中の対象建築物に抵当権等の第三者の権利が設定されている場合であっても、申請いただくことは可能ですが、候補者選定委員会での経営状況等の確認次第では補助候補者としての選定を受けられない場合があります。左記に該当する場合は詳細を確認させていただきますので参加表明までに事務局までお問い合わせください。</p>
2	要領P7 11(4)	<p>操業開始から7年経過する前に、賃借人が退去した場合において、次の賃貸借契約は本事業目的に沿った研究開発のために使用する企業に限られ、一般の企業に貸してはならないという理解でよかったですでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>